

強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 強い埼玉県経済を構築するため、ポストコロナ時代をオール埼玉で切り拓く戦略的取組を議論し、社会実装のできる施策・事業を打ち出すことを目的に、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 戦略会議は別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、埼玉県知事が務める。

3 議長は、戦略会議を代表し、戦略会議を総括する。

4 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

5 議員が欠席の時は代理の出席を認める。

(議事内容)

第3条 戦略会議は、強い埼玉県経済の構築を図るため、社会情勢の急激な変化による緊急的な課題や企業体質改善などの中長期的な課題、並びに構造的な課題について、ポストコロナ時代をオール埼玉で切り拓く戦略的取組を議論し、社会実装のできる施策・事業の打ち出しを行う。

(会議)

第4条 戦略会議は、議長が招集する。

2 戦略会議に議長が出席できない場合は、議長の指示により、議長以外の議員に議長を委任することができる。

(人手不足対策分科会)

第5条 戦略会議の議事に必要な事項のうち、「人材確保」、「労働の質の向上」、「生産性向上」などについて検討を行うため、別表2に掲げる団体に所属する者による人手不足対策分科会を置く。

(部会)

第6条 戦略会議の議事に必要な事項のうち、特に行政での検討が必要な事項を検討するため、国と県による部会を置く。

(庶務担当)

第7条 戦略会議の庶務は、埼玉県産業労働部産業労働政策課長が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

別表 1

強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議 議員一覧

団体名	職名
埼玉県	知 事
財務省関東財務局	局 長
経済産業省関東経済産業局	局 長
厚生労働省埼玉労働局	局 長
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	会 長
埼玉県商工会連合会	会 長
埼玉県中小企業団体中央会	会 長
一般社団法人埼玉県経営者協会	会 長
埼玉経済同友会	代表幹事※
一般社団法人埼玉中小企業家同友会	代表理事※
日本労働組合総連合会 埼玉県連合会	会 長
国立大学法人埼玉大学	学 長
一般社団法人埼玉県銀行協会	会 長

※ 埼玉経済同友会及び埼玉中小企業家同友会は、この職にある者のうち一名が出席するものとする。

別表 2

強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議 人手不足対策分科会

団体名
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
埼玉県商工会連合会
埼玉県中小企業団体中央会
一般社団法人埼玉県経営者協会
埼玉経済同友会
一般社団法人埼玉中小企業家同友会
財務省関東財務局
経済産業省関東経済産業局
厚生労働省埼玉労働局
埼玉県（事務局）

※ 検討内容に応じ臨時構成員の出席も可能とする。